

四日市市告示第104号

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱を次のように定める

令和2年3月24日

四日市市長 森 智広

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民や四日市市を訪れた方々へ「四日市萬古焼」に触れる機会を提供し、四日市萬古焼の器で食事を楽しんでいただくために、市内飲食店・宿泊施設を対象に四日市萬古焼で飲食に用いる器の購入費用の一部を補助し、地場製品の魅力を発信することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類M－宿泊業、飲食サービス業」のうち、「中分類76－飲食店」をいう。ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所及びバー、キャバレー、ナイトクラブは除く。
- (2) 宿泊施設 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類M－宿泊業、飲食サービス業」のうち、「中分類75－宿泊業」における「小分類751－旅館、ホテル」をいう。
- (3) 四日市萬古焼で飲食に用いる器 地域団体商標に登録されている四日市萬古焼及び、萬古焼後継者育成事業「やきものたまご創生塾」の修了生のうち、申請日時点において市内で活動を行う者が製造する器のうち、飲食に用いる容器類をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者（以下「事業者」という。）は、市内で飲食店若しくは宿泊施設を営む者又はそれらを営もうとする者とする。

(補助の対象及び経費)

第4条 補助の対象となる事業及び経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で定める。ただし、1事業者につき1年度10万円を限度とし、補助対象経費は申請年度内のものに限る。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 四日市萬古焼購入計画書 (第3号様式)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、事業者に対し、四日市萬古焼でおもてなし
事業補助金交付決定通知書 (第4号様式) により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付できないときは、事業者に対し、四日市萬古焼でおもてなし事業
補助金交付却下通知書 (第5号様式) により通知するものとする。

(計画変更等の申請)

第8条 事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業 (以下「補助事業」という。) の内容、
経費の配分その他の事項の変更 (軽微な変更を除く。) をしようとする場合、又は補助事業
を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ、四日市萬古焼でおもてなし事
業補助金事業計画変更承認申請書 (第6号様式) を市長に提出し、その承認を受けなけれ
ばならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められ
る場合であって、補助対象経費における20パーセント以内の変更をいう。

(計画変更の決定及び却下)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかに変更内容を審査し、必要に
応じて調査等を行い、計画変更の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条の変更を承認することを決定した場合は、四日市萬古焼でおもてなし事業
補助金変更承認通知書 (第7号様式) により、変更を承認しないことを決定した場合は、
四日市萬古焼でおもてなし補助金変更却下通知書 (第8号様式) により、それぞれ事業者
に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日を経過する日又は、当
該年度末のいずれか早い日までに四日市萬古焼でおもてなし事業補助金実績報告書 (第9
号様式。以下「実績報告書」という。) を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、その内容を審
査し適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、四日市萬古焼でおもてなし事業
補助金交付確定通知書 (第11号様式。以下「確定通知書」という。) により補助申請者に
通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 事業者は、前条の確定通知書を受領した後、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金
請求書 (第12号様式。以下「請求書」という。) により速やかに市長に請求するものとし
る。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、
既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(書類の整備)

第 14 条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間、保管しなければならない。

(補助事業者の義務)

第 15 条 事業者は、市が別に定めるものを店舗内に掲出し、四日市萬古焼で飲食に用いる器により飲食を提供する相手に対して、四日市萬古焼に関する情報を提供しなければならない。

(補助金の評価)

第 16 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、第 14 条の規定を除き、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(商工農水部商工課)

別表（第4条関係）

補助対象事業者	補助の対象	補助対象経費	補助額	上限額
第3条に規定する者	市内飲食店・宿泊施設が市民や四日市市を訪れた方々に四日市萬古焼の飲食用の器で食事を提供する事業	市内の窯元、工房等で作成された四日市萬古焼で飲食に用いる器の購入経費（購入先は、市内の店舗であること。）	1 / 2 以内	10 万円以下

第1号様式

年 月 日

(あて先)
四日市市長

(申請者)
住 所
名 称
代表者名 印

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付申請書

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事 業 名

2 補助金申請額 金 円

3 添付書類

(1)事業計画書 (第2号様式)

(2)四日市萬古焼購入計画書 (第3号様式)

第2号様式

事業計画書

<p>(どちらかにチェック) <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊業</p>	
<p>購入する器を使用する 店舗</p>	<p>(店舗名) (店舗住所)</p>
<p>業種・業態</p>	
<p>器の種類及び活用方法</p>	
<p>四日市萬古焼に関する 情報提供方法</p>	

第3号様式

四日市萬古焼購入計画書

購入商品名	
購入予定日	
購入予定先	
購入予定金額 (単価×個数)	
購入予定商品 (商品の写真等を添付)	
購入予定商品 の製造元	

住 所
名 称
代表者名

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市萬古焼でおもてなし事業補助金については、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第5号様式

四日市市指令 第 号

住 所
名 称
代表者名

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市萬古焼でおもてなし事業補助金については、交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

第6号様式

年 月 日

(あて先)
四日市市長

(申請者)
住 所
名 称
代表者名 印

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 補助金等変更申請金額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

住 所
名 称
代表者名

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市萬古焼でおもてなし事業補助金の計画変更を承認したので、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第9条第2項のに基づき、補助金等の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の事業名称
- 3 計画変更の内容
- 4 補助金の交付の条件
 - (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

住 所
名 称
代表者名

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金変更却下通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市萬古焼でおもてなし事業補助金の計画変更については、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

却 下 理 由

第9号様式

年 月 日

(あて先)
四日市市長

(申請者)
住 所
名 称
代表者名 印

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金実績報告書

四日市萬古焼でおもてなし事業を完了したので、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 添付書類

(1) 事業実績を記載した書類

(補助対象経費の支払を証する書類の写し、購入した四日市萬古焼で飲食に用いる器の写真、店舗内での四日市萬古焼に関する情報掲出の写真)

(2) 四日市萬古焼証明書 (第10号様式)

(3) その他

第 10 号様式

四日市萬古焼証明書

以下、購入商品については、四日市萬古焼であることを証明する。

購入商品名	
購入日	
購入場所	
購入金額（単価×個数）	
購入商品の製造元	

年 月 日

(購入店舗四日市萬古焼証明欄)

住 所

名 称

印

(以下、四日市市が萬古陶磁器振興協同組合連合会に確認する。)

年 月 日

上記、四日市萬古焼であることを確認しました。

住 所 四日市市陶栄町 4 番 8 号

名 称 萬古陶磁器振興協同組合連合会 印

様

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定した四日市萬古焼でおもてなし事業補助金は 年 月 日付け実績報告書に基づき、四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

確定補助金の額 金 円

第 12 号様式

年 月 日

(あて先)
四日市市長

(申請者)
住 所
名 称
代表者名 印

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金請求書

四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、補助金を請求します。

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :
支店名 :
口座区分 :
口座番号 :
口座名義 :
(フリガナ) :